（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合
（略）
備　考
1　（略）
2　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（三）条件及び期限付承認の再生医療等製品の場合
（略）
備　考
1　（略）
2　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（四）新再生医療等製品等の場合
（略）
備　考
1　（略）
2　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第十九号（第四十五条、第九十一条、第九十一条の百二十三、第九十一条の百五十四関係）
（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の場合
（略）
備　考
1～5　（略）
6　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（二）再生医療等製品の場合
（略）
備　考
1～5　（略）
6　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第二十号（第四十九条、第九十一条、第九十一条の四十六、第九十一条の七十九、第九十一条の百二十七、第九十一条の百五十四関係）
（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合
（略）
備　考
1～4　（略）
5　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合
（略）
備　考
1～4　（略）
5　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（三）再生医療等製品の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合
（略）
備　考
（略）
（新設）
（三）条件及び期限付承認の再生医療等製品の場合
（略）
備　考
（略）
（新設）
（四）新再生医療等製品等の場合
（略）
備　考
（略）
（新設）

様式第十九号（第四十五条、第九十一条、第九十一条の百二十三、第九十一条の百五十四関係）
（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の場合
（略）
備　考
1～5　（略）
（新設）
（二）再生医療等製品の場合
（略）
備　考
1～5　（略）
（新設）

様式第二十号（第四十九条、第九十一条、第九十一条の四十六、第九十一条の七十九、第九十一条の百二十七、第九十一条の百五十四関係）
（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合
（略）
備　考
1～4　（略）
（新設）
（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合
（略）
備　考
1～4　（略）
（新設）
（三）再生医療等製品の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
（新設）